

発議第 4 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 7 月 11 日 提出

松阪市議会議員	小 川	朋 子
	小 野	建 二
	奥 出	かよ子
	東 村	佳 子
	吉 川	篤 博
	橘	大 介
	殿 村	峰 代
	楠 谷	さゆり
	西 口	真 理
	松 岡	恒 雄
	中 島	清 晴
	久 松	倫 生

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979 年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は 1985 年にこの条約を批准した。

1999 年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000 年 12 月末に発効している。2022 年 10 月現在、条約締約国 189 か国中 115 か国が選択議定書を批准しているが日本は未だこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数 2022」では 146 か国中 116 位となっている。また、第 5 次男女共同参画基本計画では、新型コロナウイルス

の感染拡大の影響で、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等が顕在化したとの認識が示されている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、このような現状を変える重大な第一歩である。

政府は、同基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連での課題等が早急に解決されるよう環境整備を進めるとともに、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 11 日

三重県松阪市議会議長 山 本 芳 敬